

過疎法の適用を今後のまちづくりに生かせ

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、本市も過疎地域に該当することとなったが、同法に基づく支援措置は、財政健全化に向けて着実に取り組んでいる本市にとってチャンスである。

行政は、これまで以上に効果的で効率的な対策を講じ、支援措置の十分な活用による施策展開と個性ある地域づくりに取り組み、自立促進を図りながら、今後のまちづくりを推進していく必要があるとして、次のような質問があった。

市長の政治姿勢

今後の財政状況の見込みと過疎地域自立促進特別措置法

問 同法の適用を、今後のまちづくりにどう生かすか
また、総合計画2006〜2015後期基本計画や財政健全化計画との関係はどうなるのか。

答 過疎地域に対する国の財政支援については、本市の振興と自立のための活用を考えており、総合計画2006〜2015後期基本計画や、必要性はあるが財源がなく実施できない取り組みを進めるために活用したい。

なお、財政健全化計画終了後も、財政の安定化を図りながらまちづくりを進めなければならぬため、地方債の発行はもとより、大きな一般財源を伴う事業等は、財政規律を守る上でも抑制しなければならぬと考える。

いずれにせよ、こうした支援を活用し、健全な財政運営を行いながらまちづくりを進めるために、過疎地域自立促進計画を示し、市を挙げて取り組んでいく。

中心市街地活性化

問 先般、中心市街地活性化基本計画の中間報告が取りまとめられたが、いまだ、市政公約に掲げている中心市街地活性化の取り組みについて、市長の決意を聞きたい。

答 これまでに形成された業務、商業等の機能の充実を図るとともに、街なか居住の促進による定住人口増加の推進を基本に、様々な視点から事業を構築し、中心市街地活性化を図っていく所存である。

イオンモール株式会社 出店と地域貢献

問 地域貢献に関する協定の締結に向けたイオンモール(株)との協議の状況と、今後の取り組みを聞きたい。

答 同協定の締結に向けて

は、大規模小売店舗立地法に基づく(仮称)イオンモール大牟田新設届出が県に提出される以前より、大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する指針を踏まえ、一定の要望を行ってきた。

今後は、届出に関する説明会での市民意見等も参考にしながら協議していく。

また、協定締結後の具体的な覚書についても、同指針に基づき協議を進めるが、地元経済団体等の意見を聞いた上で、開店日までに締結する予定である。

消防行政

問 消防救急無線のデジタル化と消防庁舎の建てかえについての課題と、今後の対応を聞きたい。

答 消防救急無線のデジタル化に当たっては、市内で使用する無線は経費が高く、財政の問題等があることから、共同指令センターを含めたスケールメリットを考

慮し、将来の消防体制を確立させる政策としなければならない。



このデジタル化は、十八年五月までの期限があるため、県下の動向等を把握して真摯に取り組む。

消防庁舎については、消防の広域化、消防救急無線のデジタル化、消防指令業務の共同運用と歩調を合わせた建設が望ましいと考えるが、単独での建設も考慮する必要がある。

現在、消防庁舎検討委員会を立ち上げ検討を始めており、関係部局と協議・検討しながら建設に向けた道筋をつけていきたい。